

京丹波町水道施設管理業務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、京丹波町（以下「甲」という。）の水道施設における日常点検業務及び必要な技術管理業務等（以下「業務」という。）を円滑に運営するため、その業務要領を定めるものとする。

(適用事項)

第2条 本業務は、契約書、本仕様書及び京丹波町水道施設管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定めた事項を適用する。

(業務の履行)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、施設の機能を十分理解し、契約書その他関係書類に基づき甲の指示に従って業務を履行しなければならない。

2 乙は、指定業務に従事する者（以下「従事者」という。）の労務管理を十分行い、給水を停止できないことを念頭に置き、業務に従事しなければならない。

3 乙は、対象施設の構造、性能、系統及び関連施設の状況を熟知し常に問題意識を持ち創意工夫し業務の履行に努めなければならない。

(業務の内容)

第4条 甲が乙に委託する業務の内容は、施設の日常点検業務、保守点検業務、技術管理業務を基本とする。なお、詳細については特記仕様書による。

(法令の遵守)

第5条 乙は、労働関係法令の遵守はもとより、本業務の履行に当たり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 電気事業法
- (4) 消防法
- (5) 河川法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 京丹波町給水条例に関する事項
- (8) その他関係法令

京丹波町施設管理業務委託仕様書

(監督員の通知)

第6条 甲は、本業務に関わる監督員を乙に対し、契約締結後10日以内に通知しなければならない。

(従事者の構成)

第7条 従事者は、総括責任者、主任技術者、技能員で構成する。

- (1) 上記従事者の内総括責任者、主任技術者のいずれか1名は、水道技術管理者の資格を有するものとする。

(総括責任者の資質)

第8条 乙は、次に掲げる用件を満たす者を総括責任者として選任しなければならない。

- (1) 責任ある立場で指揮監督する能力のあるもの。

(主任技術者の資質)

第9条 乙は、次に掲げる用件を満たす者を主任技術者として選任しなければならない。

- (1) パソコンを使い、報告書の作成、表計算の出来ること。
- (2) 心身とも健全で、協調性をもって業務にあたれること。
- (3) 各水道施設（各ろ過設備・ポンプ設備・薬品注入設備等）の特性、機能を十分に熟知し、設備の点検または運転管理経験を有する者

2 前項の規定にかかわらず、甲が前項の規定と同等またはそれ以上と認めた者は主任技術者として従事することができる。

(技能員の資質)

第10条 乙は、次に掲げる用件を満たす者を技能員として選任しなければならない。

- (1) 心身とも健全で、協調性をもって業務にあたれること。
- (2) 水道施設の機器点検または運転管理経験を有する者

(従事者の職務)

第11条 総括責任者は次に掲げる職務を行う。

- (1) 仕様書、その他関係書類に基づき、業務の実施状況について監理する。
- (2) 甲が定期的または臨時に開催する会議等に出席し、業務の進捗状況を報告する。
- (3) 主任技術者、技能員の指揮、監督を行う。
- (4) 甲の指示事項及び連絡事項を主任技術者、技能員へ周知徹底する。

京丹波町施設管理業務委託仕様書

- (5) 業務の全体に係る改善その他の提案を行う。
 - (6) その他業務の達成に必要な事項を統括する。
- 2 主任技術者は次に掲げる職務を行う。
- (1) 甲及び総括責任者の指示により業務を実施する。なお、甲の指示は総括責任者の指示に優先する。
 - (2) 仕様書、その他関係書類に基づき実施する業務状況を総括責任者へ報告する。
 - (3) 技能員の実施する各業務の取りまとめを行う。
 - (4) 業務を効率的に実施するための提案を総括責任者に対し行う。
- 3 技能員は次に掲げる職務を行う。
- (1) 甲及び総括責任者、主任技術者の指示により業務を実施する。なお、甲の指示は総括責任者、主任技術者の指示に優先する
 - (2) 業務を効率的に実施するための提案を総括責任者、主任技術者に対し行う。
- 4 総括責任者は主任技術者及び技能員の職務を行うことができる。
- 5 主任技術者は技能員の職務を行うことができる。
- 6 乙は、「前各項の」規定を満たしている限り、従事者数は自らの裁量に基づき決定することができる。

(従事者の承認・届出)

第12条 乙は契約締結後速やかに従事者の住所、氏名、年齢及び資格その他必要事項を書類にて甲に提出し、総括責任者については甲の承認を得なければならない。
また、異動がある時も同様とする。

- 2 甲は次に掲げる事項に該当したときは、乙の従事者を取り消すことができる。
- (1) 公序良俗に反する行為を行った場合
 - (2) 勤務態度の不良が認められた場合
 - (3) 業務の実施に著しい不適正を認めた場合

(安全衛生管理)

- 第13条 乙は、感染症等にたいして、平素から安全衛生管理を十分に行わなければならぬ。
- 2 乙は、労働安全衛生法及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- 3 乙は、従事者に対して水道法施行規則第16条に定める健康診断をおおむね6箇月ごとに実施し、その結果を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、業務範囲の施設、建物及びその周辺の清掃を常に心掛け、不要な物品等の整理整頓に努めなければならない。

京丹波町施設管理業務委託仕様書

(安全教育)

第14条 乙は、従事者に対して、施設等の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 乙は、従事者に対して、事故その他災害が発生したときの処置及び対応について教育をしなければならない。

(提出書類)

第15条 乙は、契約締結後速やかに、甲の定める締約関係書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 組織表（現場管理及び安全管理）
- (3) 共用施設使用願
- (4) 緊急連絡体制表
- (5) 安全教育実施報告書
- (6) その他必要な書類

(従事者の従事体制)

第16条 乙の従事体制は、次表のとおりとする。

従 事 時 間	
毎 日	8時30分～17時15分

2 従事者の従事場所は畠川浄水場中央監視室及び京丹波町内全域の水道施設とする。

3 従事時間内に従事者の交替を行うときは、その都度従事者間で打合せを行なわなければならない。

4 乙は、従事者の従事予定を作成し、事前に甲に提出し承認を得なければならない。

(共用施設の使用)

第17条 次に掲げる共用施設は、契約期間中甲が乙に無償で使用させるものとする。

- (1) 畠川浄水場中央管理室（従事者事務スペース含む。）
- (2) 給湯室
- (3) トイレ
- (4) 駐車場（業務の実施に必要な範囲に限る）
- (5) その他甲が認めた施設（設備）

2 乙は、共用施設の使用に当たり乙の瑕疵により破損、汚染等が生じたときは、乙の負担により弁償しなければならない。

京丹波町施設管理業務委託仕様書

3 乙は、共用施設の使用に伴う光熱水費の費用負担については必要としないが、節水、節電に十分配慮しなければならない。

4 業務上必要な通信設備は、甲の承認を得て使用することができる。この場合の費用は甲が負担する。

(完成図書、工具等の貸与品)

第18条 業務遂行上必要と認めた完成図書、工具、試験器具その他備品類については、甲の承認を得て使用することができる。ただし、従事者の安全衛生対策器具類については、原則として乙が備えるものとする。

(事務用品等)

第19条 業務に要する事務用品その他業務の実施に必要な物品等については、乙が備えるものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

(従事者の規律)

第20条 乙は、従事者の作業規律、衛生、風紀等に関し、一切の責任を負うものとする。
2 乙は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを十分認識し、各施設を清潔に保ち、環境の保全に努めること。

(雑則)

第21条 乙は、甲に指示されない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。
2 従事者は次に掲げる事項に留意しなければならない。
(1) 各施設機器類の用途、機能を十分に理解し、業務を適切に行うこと。
(2) 点検において認められた異常には遅滞なく対応できる体制を整えること。
(3) 業務履行にあたり、電気、薬品使用量の低減を図ること。
(4) 発注者からの貸与品については適切に使用しまた管理すること。
(5) 施設点検する際は、名札・身分証明書を着用して身元を明確にし、地域住民とのトラブルが起こらぬよう従事すること。

(業務の引継)

第22条 乙は本業務について新たな受託者が決定したときは、入札後直ちに業務の停滞が起こらぬよう、新受託者と引継を行なわなければならない。

京丹波町施設管理業務委託仕様書

(疑義等の決定)

第 23 条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

京丹波町水道施設管理業務委託特記仕様書

1 適用

- (1) この特記仕様書は「京丹波町水道施設管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務に適用する。
- (2) この業務の一般的事項は、仕様書によるものとする。

2 業務委託の目的

京丹波町の管理する水道施設の日常業務、保守点検業務、技術管理業務等の委託に関し必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

3 業務実施場所

京都府船井郡京丹波町下山クラベシ4 1番地 京丹波町水道課畠川浄水場中央監視室及び京丹波町の運営管理する町内全域の水道施設

4 業務履行期間

履行期間は平成23年 4月 1日から平成26年 3月31日までとする。

5 管理対象施設

(1) 浄水場 (31箇所)

丹波地区 畠川浄水場 第二水源浄水場 野丸浄水場 上野第一浄水場
西部浄水場 竹野浄水場 白土浄水場 尾長野浄水場
瑞穂地区 中央浄水場 水原浄水場 八田浄水場 上大久保浄水場
下大久保浄水場 鎌谷奥浄水場 東又浄水場 戸津川浄水場
水呑浄水場 西田浄水場 質志浄水場 三ノ宮浄水場 猪鼻浄水場
行仏浄水場 脇谷浄水場 北久保浄水場
和知地区 新中央浄水場 北部浄水場 中山浄水場 上谷浄水場 広瀬浄水場
稻次浄水場 西部浄水場

(2) ポンプ室 (19箇所)

丹波地区 富田ポンプ場 市森ポンプ室 南谷ポンプ室 新水戸ポンプ室
上野第二ポンプ室 質美ポンプ室 畠川集水場 下山取水場
瑞穂地区 井脇ポンプ室 大朴ポンプ室 井尻ポンプ室 長谷ポンプ室
上大久保ポンプ室
和知地区 市場ポンプ室 塩谷ポンプ室 安栖里ポンプ室 坂原ポンプ室
上乙見ポンプ室 新中央取水場

(3) 路上積算流量計 (6箇所)

和知地区 下栗野 細谷 出野 立木 稲次 大簾

(4) 取水施設 丹波地区7箇所 瑞穂地区27箇所 和知地区10箇所 (計44箇所)

6 業務の内容

(1) 日常点検業務

- ア 各浄水場における水質の確認及び記録（残留塩素 濁度 色度 PH）＊1
 - イ 各ポンプ室における水質の確認及び記録（残留塩素 濁度 色度 PH）
 - ウ 各浄水場における池の水位、送水流量 配水流量等の盤面数値の確認及び記録
 - エ 各ポンプ室における運転号機、電流値、送配水流量、池水位等の盤面数値の確認及び記録
 - オ 浄水場における薬品残量の確認
 - カ 各施設の施錠の確認
- * 1について 第2水源浄水場、瑞穂中央浄水場、丹波西部浄水場の浄水濁度及び丹波西部浄水場の原水濁度については連続監視による異常データの通報、データ収集のできる装置にて確認をおこなう。なお、監視確認の回線料についても乙の負担とする。

(2) 日常点検業務に付属する業務

- ア 必要に応じ浄水場ろ過機の洗浄の実施
- イ 路上積算流量計の確認及び記録
- ウ 緩速ろ過施設の清掃準備（砂掻きの必要有無の確認、準備）
- エ 必要に応じろ過流量の調整

(3) 薬品の補充業務

- ア 日常点検の結果に基づき薬品の補充をおこなう（次亜塩素酸ソーダ PAC）
- イ 薬品の在庫確認をおこない発注業務及び発注数量等の記録整備をおこなう
- ウ 薬品納入の立会い

(4) 取水口の点検清掃業務

- ア 各取水口の点検を年に3回実施し、必要な施設は隨時清掃をおこなう
- イ 点検清掃業務の報告は、取水地点の名称を明示した点検前後の写真を添付し、業務を完了した翌月10日の月間履行状況報告に併せて報告すること
(実施時期については監督員と協議の上決定する)
- ウ 下山取水及び和知新中央取水において、閉塞があった場合はポンプ等を使用し取水の逆洗を隨時おこなう

(5) 畑川浄水場における運転監視業務

- ア 必要に応じ逆洗洗浄をおこなう
- イ プリンター帳票の確認及び帳票整理
- ウ 消耗品等の交換（プリンターのトナー等）
- エ 遠方監視装置の監視

施設管理業務委託 特記仕様書

* 詳細については別紙日常業務要領書参照のこと

(6) 保守点検整備業務

- ア 各施設の薬注装置の分解清掃、測定機器の校正、電気計装設備の絶縁抵抗値等の保守点検を実施する。
- イ 膜ろ過設備の薬品洗浄を実施する。(和知新中央浄水場、上谷浄水場、北部浄水場(年1回) 広瀬浄水場(年2回))
- ウ 各施設の陸上ポンプのグランドパッキンの交換整備、水中ポンプの電流値測定を実施する。(水中ポンプ 39台 陸上ポンプ 106台 計145台)
- エ 保守点検整備業務の報告には、各機器の点検前中後の写真を添付し、業務を完了した翌月10日の月間履行状況報告に併せて報告すること
- オ 各保守点検整備業務の実施時期については監督員と協議の上決定すること。
*詳細については別紙保守点検整備要領書参照のこと

(7) 発注者への補助業務

- ア 発注者の実施する水質検査採水業務の補助をおこなう。
- イ 発注者の実施する管路施設の点検、バルブ操作の補助をおこなう。
- ウ その他異常時における水道課職員の指導による作業等。
(異常時作業において追加費用が発生する場合には発注者、受託者協議の上、金額を決定する)

(8) 技術管理業務

- ア 日常点検業務、保守点検整備業務等、各業務結果をもとに技術に関する業務その他業務の改善提案をおこなう。
- イ 各点検業務のマニュアル作成、その他施設点検に必要な資料の取りまとめをおこなう。
- ウ 各点検業務の記録を正確にとりまとめ、監督員が要求する業務報告は速やかに提出をおこなう。

京丹波町水道施設管理業務委託特記仕様書(長期継続契約)

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書及びこの特記仕様書に基づき、仕様書等（特記仕様書、仕様書、業務に関する説明書）に従い、日本国の法令、京丹波町条例を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(委託契約金額の各年度における支払い予定額)

第2条 この契約による委託契約金額の各年度における支払予定額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。なお、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とし、消費税及び地方消費税の額は確定金額となる日の法律を適用する。

年 度	支払予定額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
平成 年度 (初年度)	円 () 円)
対象となる履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
平成 年度	円 () 円)
平成 年度	円 () 円)

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第3条 第2条の規定により甲が乙に支払うべき金額について、翌年度以降において予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(談合行為等の措置)

第4条 甲は、乙がこの契約の入札（見積合わせを含む。以下同じ）に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙に対し、独禁法第50条第1項の納付命令がなされ、同条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙に対し、独禁法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決（独禁法第66条第3項の規定により原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、独禁法第77条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(4) 乙が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 前4号のほか、独禁法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
- 3 乙は、第1項各号のいずれかに該当するときは、第2条に規定する各年度の支払予定額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。）の10分の2に相当する額を、損害金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、甲は乙に対しその越える額についても損害賠償請求することができる。

（甲の解除権）

第5条 甲は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務を甲が直接行う必要が生じたとき。
- (2) 乙が、この契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が契約書第3条の規定に違反したとき。
- (4) 乙が、前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 契約締結後、各年度の支払い予定額で請負者が業務を請け負えないととなったとき。
- 2 乙が前項第2号から第5号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、第1項第2号から第4号までの規定によりこの契約を解除されたときは、最高支払予定額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

日常点検要領書

緩速ろ過施設	
1. 野丸浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ 積算流量計の記録・ポンプの稼動状況確認 ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
2. 上野第一浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
3. 竹野浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
4. 白土浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
5. 尾長野浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	

日常点検項目・要領

6. 八田浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
7. 上大久保浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
8. 下大久保浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
9. 鎌谷奥浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
10. 東又浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
11. 戸津川浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	

日常点検項目・要領

1 2 . 水呑浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
1 3 . 西田浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
1 4 . 質志浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
1 5 . 三ノ宮浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
1 6 . 猪鼻浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
1 7 . 行仏浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	

日常点検項目・要領

1 8 . 脇谷浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
1 9 . 北久保浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
2 0 . 中山浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
2 1 . 稲次浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	
2 2 . 和知西部浄水場	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度） ・ ろ過状況の確認（砂掻きの必要有無） ・ 薬品の補充及び残量の確認 ・ 着水量の確認 	

※ 緩速ろ過施設について、ろ過砂の減少状況を確認・記録し、ろ過砂の補充が必要と認められる場合には速やかに報告すること。

急速ろ過施設

1. 畠川浄水場

- ・ 受電盤・・・電流、電圧の確認記録
主変圧器盤 400V 動力分岐盤 200V 動力分岐盤
照明分岐盤 直流電源盤 インバータ盤
 - ・ 薬品沈澱池設備・・・電流、電圧、運転時間の確認記録
原水サンプリングリングポンプ
沈澱池サンプリングポンプ
急速攪拌機 緩速攪拌機 汚泥搔寄機
薬品沈澱池床排水ポンプ
 - ・ 急速ろ過池設備・・・電流、電圧、運転時間の確認記録
ろ過池床排水ポンプ 表洗ポンプ
 - ・ 排水処理設備・・・電流、運転時間の確認記録
排水排泥ポンプ室 床排水ポンプ
排泥池汚泥移送ポンプ 着水井返送ポンプ
乾燥ろ床水返送ポンプ 濃縮槽ポンプ室
汚泥引抜ポンプ 濃縮槽汚泥搔寄機
 - ・ 送水ポンプ設備・・・電流、運転時間の確認記録
野丸浄水場送水ポンプ 逆洗用洗浄ポンプ
ドライエリア床排水ポンプ ポンプ室床排水ポンプ
クラベシ調整池送水ポンプ
2. 第二水源浄水場
- ・ 取水量の確認、記録
 - ・ 凈水処理水量の確認、記録
 - ・ 送水量の確認、記録
 - ・ 凈水池水位の確認、記録
 - ・ 取水ポンプの点検 (電流値の記録)
 - ・ ろ過ポンプ運転確認 (電流値の記録)
 - ・ ろ過機逆洗洗浄の実施、状況確認
 - ・ 水質確認、記録 (残留塩素、pH、濁度、色度)

日常点検項目・要領

3. 丹波西部浄水場

- ・取水量の確認記録
- ・送水量の確認記録
- ・浄水池水位確認・記録
- ・配水池水位確認・記録
- ・ろ過ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録）
- ・水質確認、記録（残留塩素、pH、濁度、色度）
- ・薬品の補充及び残量の確認
- ・ろ過機逆洗洗浄の実施、状況確認

4. 瑞穂中央浄水場

- ・取水量の確認、記録
- ・送水量の確認、記録
- ・配水量の確認、記録
- ・水質確認、記録（残留塩素、pH、濁度、色度）
- ・薬品の補充及び残量の確認
- ・ろ過ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録）

5. 水原浄水場

- ・取水量の確認、記録
- ・送水量の確認、記録
- ・配水池水位確認、記録
- ・水質確認、記録（残留塩素、pH、濁度、色度）
- ・薬品の補充及び残量の確認
- ・ろ過ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録）

日常点検項目・要領

膜ろ過施設	
1. 新中央浄水場	毎日
・ 取水量の確認、記録	
・ 取水井水位確認、記録	
・ 送水量の確認、記録	
・ 浄水池水位確認、記録	
・ 配水量の確認、記録	
・ 配水池水位確認、記録	
・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度）	
・ 薬品の補充及び残量の確認	
・ 膜設備の稼働状況確認	
2. 広瀬浄水場	毎日
・ 配水量の確認、記録	
・ 配水池水位確認、記録	
・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度）	
・ 取水量の確認、記録	
・ 膜設備の稼働状況確認	
3. 上谷浄水場	毎日
・ 配水量の確認、記録	
・ 配水池水位確認、記録	
・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度、色度）	
・ 取水量の確認	
・ 膜設備の稼働状況確認	
4. 北部浄水場	毎日
・ 配水量の確認、記録	
・ 配水池水位確認、記録	
・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度）	
・ 取水量の確認	
・ 膜設備の稼働状況確認	

日常点検項目・要領

ポンプ室	
1. 富田ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水量の確認、記録 ・ 配水量の確認、記録 ・ 配水池水位確認、記録 ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度） ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
2. 市森ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水池水位確認、記録 ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度） ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
3. 南谷ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水池水位確認、記録 ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度） ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
4. 新水戸ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水量の確認、記録 ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度） ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
5. 賀美ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電流値の確認・記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
6. 上野第二ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水量の確認、記録 ・ 水質確認、記録（残留塩素、濁度） ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
7. 畑川集水ポンプ場	1回/週
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電流値の確認 ・ 取水口目視確認 ・ ポンプ井水位確認 	

日常点検項目・要領

8. 下山取水ポンプ場	1回/3日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電流値の確認 ・ 取水口目視確認 ・ ポンプ井水位確認 	
9. 井脇ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水池水位確認、記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
10. 大朴ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水池水位確認、記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
11. 井尻ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水池水位確認、記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
12. 長谷ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水量の確認、記録 ・ 配水量の確認、記録 ・ 配水池水位確認、記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
13. 上大久保ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水池水位確認、記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） 	
14. 小畠ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水量の確認、記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） ・ 電気指示数の確認、記録 	
15. 市場ポンプ室	毎日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水量の確認、記録 ・ 送水ポンプその他機器類の運転確認（電流値の記録） ・ 電気指示数の確認、記録 	

日常点検項目・要領

1 6 . 塩谷ポンプ室 • 配水量の確認、記録 • 配水池水位確認、記録	1 回/2 日
1 7 . 安栖里ポンプ室 • 配水量の確認、記録 • 配水池水位確認、記録	1 回/2 日
1 8 . 坂原ポンプ室 • 配水量の確認、記録 • 配水池水位確認、記録	1 回/2 日
1 9 . 上乙見ポンプ室 • 配水量の確認、記録 • 配水池水位確認、記録	1 回/週
2 0 . 中央浄水場取水ポンプ室 • 取水水位目視確認 • エアー逆洗洗浄	1 回/週
路上積算施設	
1 . 下栗野 • 配水量の確認、記録 • 水質確認、記録（残留塩素、濁度）	毎日
2 . 細谷 • 配水量の確認、記録	毎日
3 . 出野 • 配水量の確認、記録 • 水質確認、記録（残留塩素、濁度）	毎日
4 . 立木 • 配水量の確認、記録	1 回/週
5 . 角（残留塩素のみ）	毎日

日常点検項目・要領

• 水質確認、記録（残留塩素、濁度）	
6. 稲次	毎日
• 配水量の確認、記録	
• 水質確認、記録（残留塩素、濁度）	
7. 大簾	毎日
• 配水量の確認、記録	
8. 長瀬	毎日
• 水質確認、記録（残留塩素、濁度）	
9. 塩谷	毎日
• 水質確認、記録（残留塩素、濁度）	

※ 済水場および各ポンプ室における各種ポンプについて、手動にて交互運転させているものについては、定期的に交互運転させること。